



第9期

# 那須塩原市 高齢者福祉計画

[令和6(2024)年度～令和8(2026)年度]



概要版



令和6年3月

栃木県那須塩原市





# 計画策定の背景

日本の総人口は、平成20(2008)年にピークとなり、以降は減少傾向のまま、増加に転じる見込みはありません。令和7(2025)年には、昭和22(1947)年から昭和24(1949)年までに生まれた“団塊の世代”が75歳以上の後期高齢者となり、認知症をはじめ介護を必要とする人の増加が予測されるため、介護環境の改善は急務です。その対策として、高齢者を地域で連携してサポートする“地域包括ケアシステム”の構築が進められてきたほか、社会福祉の手である公助から住民の手による共助・互助の力を高めることで、住民自らが地域を暮らしやすくする“地域共生社会の実現”に向けた取組などが進められてきました。

さらに、令和22(2040)年には、“団塊の世代の子どもたち(以下「団塊ジュニア世代」という。)”が65歳以上となり、国民の35.4%が高齢者になることから、現役世代(20～64歳)の1.5人で1人の高齢者を支える時代が迫っているため、令和22(2040)年を見据えた取組を今から進めていかなければなりません。

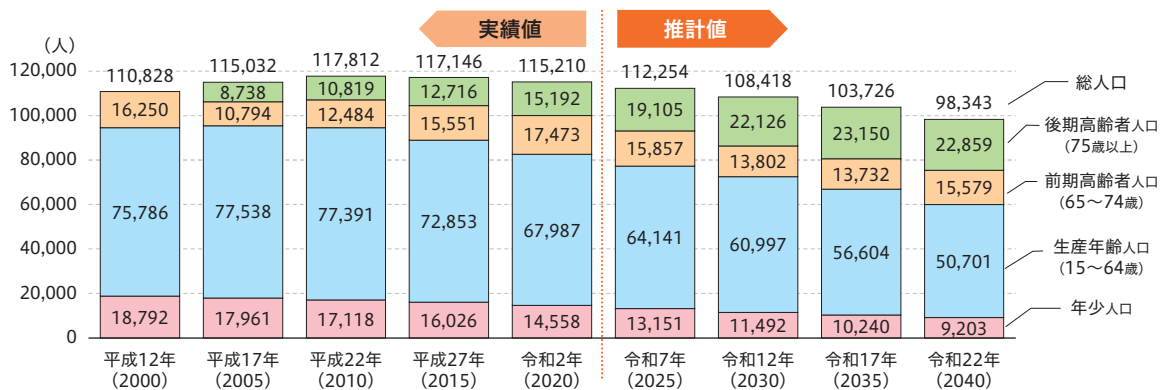
# 基本理念・基本目標

- 基本理念** いつまでも健やかにいきいきと ともに幸せな未来を創るまち
- 基本目標**
- Ⅰ 将来を見据えた元気で幸せな人づくり
  - Ⅱ 人とつながり心おだやかに過ごせる暮らしづくり
  - Ⅲ どこでもいつでも安全で安心していただける地域づくり
  - Ⅳ 介護保険サービスの基盤整備と事業の円滑な運営

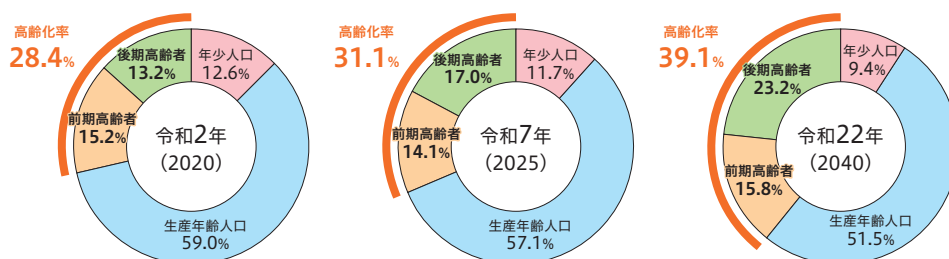
# 総人口の推計と高齢化状況

本市の人口は減少傾向で推移し、令和22(2040)年には10万人を下回る予測です。  
また、高齢化率は令和2(2020)年の28.4%から令和7(2025)年では31.1%、令和22(2040)年には39.1%となる見込みです。

■ 那須塩原市の人口推移と将来推計人口(年齢4区分別)



■ 那須塩原市の人口割合の推移と将来推計人口の割合(年齢4区分別)



【資料】令和2(2020)年は国勢調査に基づく実績値から割合を算出  
令和7(2025)年及び令和22(2040)年の推計値は、コーホート要因法を基に市独自推計から割合を算出  
注)端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

# 2040年を見据えた取組に向けた検討・介護人材の確保

令和22(2040)年に団塊ジュニア世代が高齢者(65歳以上)となり、介護保険制度の節目の時期が訪れるまで、20年を切っています。令和22(2040)年には、高齢者人口の増加と生産年齢人口の急減により、介護サービスの担い手の不足、社会保障費の増大等の様々な問題が発生すると予測され、これらの問題は「2040年問題」と呼ばれています。

本市においても、令和22(2040)年には約5人に2人が高齢者、5人に1人は後期高齢者(75歳以上)となる予測です。

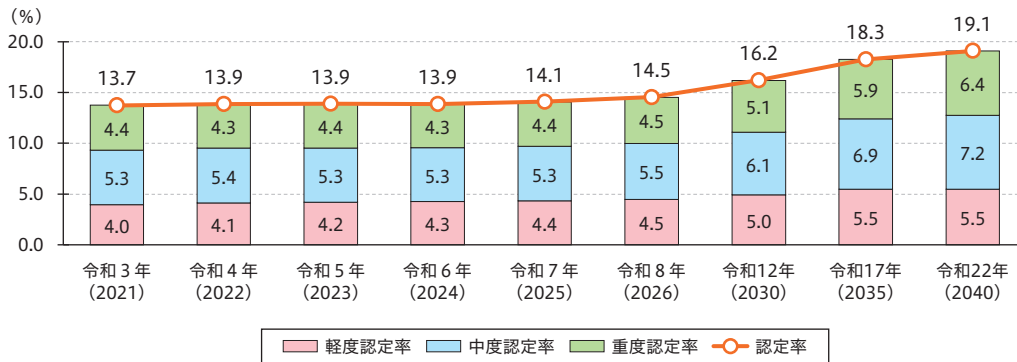
令和22(2040)年以降の“ありたい”那須塩原市の高齢社会イメージを掲げ、増加傾向にある高齢者数に対して、総人口は減少傾向にあること、健康な高齢者が増え続けていくことを考慮した施設、サービスの整備を推進します。

これらを一体的に推進していくため、関連する施策を総括した指標として、令和22(2040)年を見据えた取組の推進による要介護認定率の将来推計を設け、具体的な取組について、検討を進めていきます。

## ① 令和22(2040)年の“ありたい”那須塩原市の高齢社会イメージ

- 介護を必要とする高齢者が少なく、元気な高齢者が多いまち
- 高齢者自身が担い手として、社会づくり、まちづくりに主体的に関わり、貢献しているまち

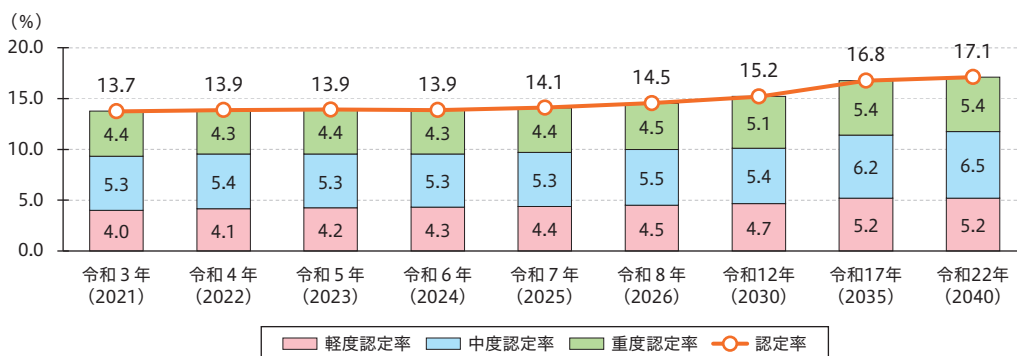
### ■ 要介護認定率の推計(軽・中・重度認定率別)



【参考】見える化システムへ人口推計値を反映して推計

合計認定率を、令和12(2030)年に1.0%減、令和17(2035)年に1.5%減、令和22(2040)年に2.0%減を目指します。

### ■ 令和22(2040)年を見据えた取組の推進による要介護認定率の推計(軽・中・重度認定率別)



## ② 令和22(2040)年に向けた方針と3年ごとの見直し

令和22(2040)年を見据えた取組では、市の現状やこれまでの取組実績を踏まえた内容であるとともに、令和22(2040)年以降の“ありたい”那須塩原市の高齢社会イメージを目指した工程が必要です。

また、本計画の見直しに合わせ、令和22(2040)年を見据えた取組における工程も、3年ごとに見直しを図り、社会情勢や国、県の動向を踏まえて柔軟に検討、調整し、実行するものとします。





## 基本目標 1 将来を見据えた元気で幸せな人づくり

### 基本施策 1 健康づくり・介護予防の推進

生活習慣病予防、要介護度の重症化予防など、高齢者自らが主体的に健康づくりに取り組みやすい環境整備に努めます。高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため、関係機関との連携を図ります。

教室や講座の充実、要支援高齢者等の状態に合わせた専門職による適切なサービスの提供に努め、地域での高齢者の自立した生活の継続につなげていきます。

#### 主な取組

##### ● 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の充実

重点

要支援者・事業対象者(要支援になるおそれのある方)を対象に「訪問型サービス」「通所型サービス」「介護予防ケアマネジメント」等の介護予防のための事業を実施します。

##### ● 地域づくり型介護予防事業の推進

重点

住民主体の介護予防のための通いの場の支援や、地域づくり型介護予防サポーター養成事業、地域リハビリテーション活動支援事業等の実施により、地域における介護予防・重度化予防の取組を促進します。

### 基本施策 2 居場所づくり・社会参加の促進

高齢者が生きがいや役割を持って、活動的な生活を続けられるよう、学習、ボランティア、就労、地域活動などを通じた社会参加しやすい環境づくりや地域づくりを目指します。

#### 主な取組

##### ● 高齢者の多様な交流の場の支援

重点

地域の人材や施設を活用し、通いの場、居場所づくりを推進し、助けあい精神の醸成や孤立化の防止を図ります。

##### ● 高齢者の多様な活動の支援

重点

老人クラブ・シルバー人材センターの活動支援、ボランティアポイント事業の推進、就職活動支援等により高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援します。

### 基本施策 3 2040年を見据えたまちづくりの推進

新規  
施策

第9期計画期間においては、2040年問題に係る市の課題の把握と対策を考える第一歩を踏み出すため、課題の把握と対策を検討するための体制づくりと情報共有に努めます。

#### 主な取組

##### ● 2040年を見据えたまちづくりの検討

新規

令和22(2040)年を見据え、社会構造の変化に合わせた施策を展開していくため、課題の把握とその対策を検討するための体制づくりや市民に向けた情報発信を推進します。

## 基本施策 1 情報発信・相談しやすい体制の強化



高齢者にインターネットを介して迅速に情報が行き届けられる体制を目指します。介護離職、ダブルケアなどの複雑化・複合化した様々な悩みや不安、困りごとへの適切な支援に向けた相談支援体制の拡充と強化を図ります。

### 主な取組

● 情報発信手段の拡充

新規

高齢者のデジタルデバインド問題の解消に向けた支援を実施します。

● 多様な相談に対応する支援体制の充実

新規

複雑かつ複合的な悩みに対応するため、市窓口や地域包括支援センターにおいて、総合的な相談支援体制を整備します。

## 基本施策 2 在宅生活の支援

高齢者が住み慣れた地域(自宅)で暮らしていけるよう、ニーズの把握や希望に沿ったサービス提供を推進していくとともに、地域や専門機関との連携を強め、一人ひとりに寄り添った支援につなげていきます。

### 主な取組

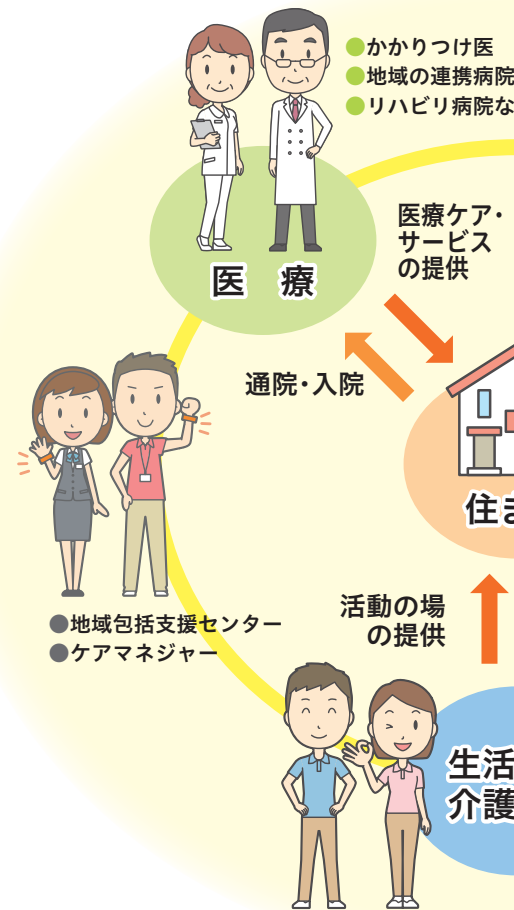
● 介護保険サービス(在宅系サービス・地域密着型サービス)の充実

在宅や住み慣れた地域での生活を希望する要介護の方のニーズを踏まえ、サービスの充実と各種制度・情報の周知等を支援します。

● 介護保険外の高齢者福祉サービスの推進

高齢者の安定し、自立した在宅生活を支援するための各種サービスを検討します。

### 地域包括ケア



## 基本施策 3 多様なニーズに対応した住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活の基盤となる住まいの確保に資する取組を推進します。

### 主な取組

● 介護保険サービス(施設・居住系サービス)の充実

在宅での生活が困難な要介護の方のニーズを踏まえ、サービスの充実と各種制度・情報の周知等の支援を行います。

● 高齢者向け住まいに係る情報提供の推進

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に係る情報連携の強化や住宅住み替え支援制度に係る情報を提供します。

## 基本施策 4 医療と介護の連携

住み慣れた自宅や施設で療養しながら、最期まで自分らしく過ごすことができるよう、地域の医療・介護関係者が連携しながら在宅医療と介護が一体的に提供できる体制を強化します。

### 主な取組

● 医療と介護の連携の推進

重点

医療機関、介護事業者等と連携し、医療と介護の切れ目のないサービス提供体制を強化します。

## 基本施策 5 認知症施策の推進《認知症総合支援事業》

認知症になっても安心して暮らし続けることのできる地域づくりとして、認知症の態に応じた適切な医療と介護の提供、認知症の正しい理解の普及、見守り事業を実施し、認知症の人や家族介護者を支える支援体制を強化します。また、認知症施策推進計画の策定について検討していきます。

### 主な取組

#### ● 認知症予防の支援

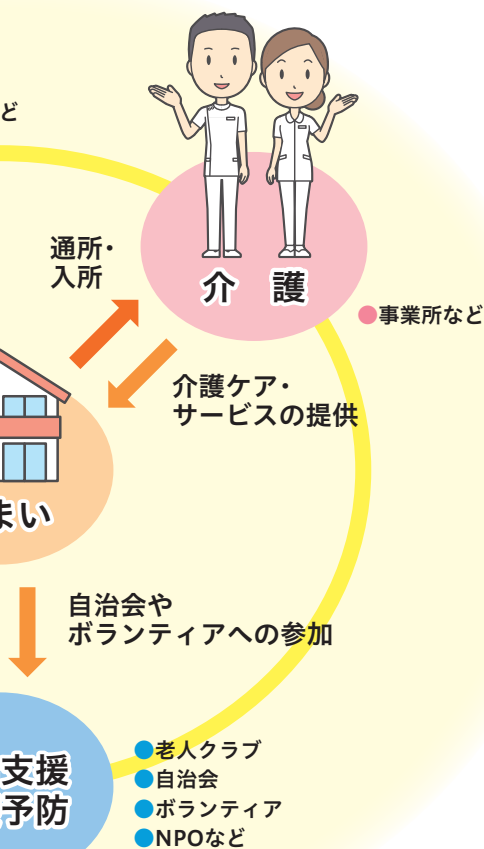
認知症の予防につながる生活について普及啓発を行います。

#### ● 認知症の人への支援体制の整備 **重点**

市民、医師、地域包括支援センター等の関係者との連携により認知症の人への支援体制を整備します。

## 基本目標Ⅲ どこでもいつでも安全で安心していただける地域づくり

### アシテム



## 基本施策 1 介護サービスの質の向上

介護サービス事業所の人材確保が全国的な課題となっています。将来にわたり介護サービスを安定的に提供するため、介護人材の確保・定着に取り組むとともに、サービスの質の維持と向上を支援します。

### 主な取組

#### ● 介護サービスの質の向上

利用者が質の高いサービスを受けられるよう、事業者の指導・連携・支援を行います。

#### ● 介護人材確保の促進 **重点** **新規**

事業者・関係機関との連携により、介護人材確保に向けた取組と支援を行います。

## 基本施策 2 支え合う地域づくりの推進

地域包括ケアシステムにおける、お互いに支え合う地域づくりに向け、地域ネットワークの構築と住民やボランティア団体等の多様な主体の取組を推進します。

### 主な取組

#### ● 地域見守り支え合い体制の整備 **重点**

地域包括支援センターを中核とした地域ネットワークの構築、ボランティアによる見守り、生活支援サービスの提供などを支援します。

#### ● 高齢者台帳(一人暮らし・高齢者のみ世帯)の整備

緊急時の対応や在宅福祉サービスの提供のため、関係者間での情報共有を図ります。

地域包括ケアシステムとは、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

第9期計画では、各種施策を複合的に実施することで、その機能の拡充を図ります。

## 基本施策 3 地域包括支援センターの機能・運営の強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核的役割を担う機関として、今後も地域住民組織や関係機関との連携を図り、地域包括支援センターの職員の資質向上に努め、安定した事業実施体制を確保します。

### 主な取組

#### ● 地域包括支援センターの機能・運営の強化

役割分担の明確化・連携強化、PDCAサイクルの充実により、効果的な運営を行います。

#### ● 基幹型地域包括支援センターの運営

地域格差のないケアマネジメントが提供されるよう、市内8つの地域包括支援センターに対し、総合調整と後方支援を行います。

## 基本施策 4 安心できる生活環境の整備

高齢者が安全・安心な環境で暮らすことができるよう、生活環境の整備や、消費者被害・交通事故の防止、大規模自然災害・感染症対策等の緊急・非常時にも迅速に対応するための対策の充実に取り組みます。

### 主な取組

#### ● 高齢者が暮らしやすい環境の充実

移住・定住の促進、シビックプライドの醸成や公共施設・民間施設のバリアフリー化、公共交通ネットワークの形成を推進し、高齢者が住みやすい環境と社会的基盤を整備します。

#### ● 安心・安全な生活環境の充実

交通事故防止対策、消費者被害の防止、防犯意識の向上、防災対策、高齢者の熱中症対策、感染症対策等を推進し、高齢者の安心と安全の確保に努めます。

## 基本目標Ⅳ 介護保険サービスの基盤整備と事業の円滑な運営

### 基本施策 1 適正な給付と介護保険の健全化

介護給付の適正化により、不適切な給付の削減と、利用者に対する適切な介護サービスを確保することで介護保険制度の信頼性を高めるとともに、持続可能な制度の構築につなげます。

### 主な取組

#### ● 介護給付等費用適正化事業

要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検、医療情報等突合・縦覧点検を計画的に実施します。

## 第9期計画期間中の施設・居住系サービス基盤整備計画

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の待機者の状況、各サービスへのニーズの変化等を踏まえ、地域に不足するサービスとして、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を推進することとします。

| サービス名            | 令和6年度<br>(2024) |    | 令和7年度<br>(2025) |    | 令和8年度<br>(2026) |     | 合計 |     |
|------------------|-----------------|----|-----------------|----|-----------------|-----|----|-----|
|                  | 施設              | 床数 | 施設              | 床数 | 施設              | 床数  | 施設 | 床数  |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 1               | -  | -               | -  | -               | -   | 1  | -   |
| 看護小規模多機能型居宅介護    | -               | -  | -               | -  | 1               | (9) | 1  | (9) |
| 合計               | 1               | -  | -               | -  | 1               | (9) | 2  | (9) |

※看護小規模多機能型居宅介護の( )内数値は宿泊定員



# 介護保険料基準額設定の考え方

● 介護保険事業費見込額(第9期計画期間の合計)

26,124,513 千円

● うち第1号被保険者保険料収納必要額(保険料として徴収する額)

6,522,431 千円

◎ 第1号被保険者一人当たりの介護保険料(基準額)

年間 64,800 円 (月額 5,400 円)

## 第9期計画期間中の介護保険料

| 段階 | 対象者   | 基準額に対する割合(乗率) | 保険料年額   | 軽減後の割合(公費負担による軽減)      | 軽減後保険料年額 |
|----|---|---------------|---------|------------------------|----------|
| 1  | ・生活保護受給者<br>・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者<br>・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入+合計所得金額が80万円以下の者 | 基準額×0.47      | 30,400  | 基準額×0.3<br>※軽減率 0.17   | 19,400   |
| 2  | ・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の者                               | 基準額×0.55      | 35,600  | 基準額×0.35<br>※軽減率 0.2   | 22,600   |
| 3  | ・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入+合計所得金額が120万円を超える者                                     | 基準額×0.655     | 42,400  | 基準額×0.65<br>※軽減率 0.005 | 42,100   |
| 4  | ・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる者のうち課税年金収入+合計所得金額80万円以下の者                          | 基準額×0.9       | 58,300  | 基準額×0.9                | 58,300   |
| 5  | ・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる者のうち課税年金収入+合計所得金額80万円を超える者                         | 基準額           | 64,800  | 基準額                    | 64,800   |
| 6  | ・本人が市民税課税で合計所得が120万円未満の者  | 基準額×1.1       | 71,200  | 基準額×1.1                | 71,200   |
| 7  | ・本人が市民税課税で合計所得が120万円以上210万円未満の者   | 基準額×1.2       | 77,700  | 基準額×1.2                | 77,700   |
| 8  | ・本人が市民税課税で合計所得が210万円以上320万円未満の者   | 基準額×1.3       | 84,200  | 基準額×1.3                | 84,200   |
| 9  | ・本人が市民税課税で合計所得が320万円以上420万円未満の者   | 基準額×1.5       | 97,200  | 基準額×1.5                | 97,200   |
| 10 | ・本人が市民税課税で合計所得が420万円以上520万円未満の者   | 基準額×1.65      | 106,900 | 基準額×1.65               | 106,900  |
| 11 | ・本人が市民税課税で合計所得が520万円以上620万円未満の者   | 基準額×1.75      | 113,400 | 基準額×1.75               | 113,400  |
| 12 | ・本人が市民税課税で合計所得が620万円以上720万円未満の者   | 基準額×1.9       | 123,100 | 基準額×1.9                | 123,100  |
| 13 | ・本人が市民税課税で合計所得が720万円以上800万円未満の者   | 基準額×2.0       | 129,600 | 基準額×2.0                | 129,600  |
| 14 | ・本人が市民税課税で合計所得が800万円以上の者  | 基準額×2.25      | 145,800 | 基準額×2.25               | 145,800  |

### 第9期那須塩原市高齢者福祉計画【概要版】

令和6(2024)年3月

那須塩原市保健福祉部高齢福祉課

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2

電話 0287-62-7191 (直通) FAX 0287-63-8911

e-mail koureifukushi@city.nasushiobara.tochigi.jp

市ホームページ <https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp>



ホームページ